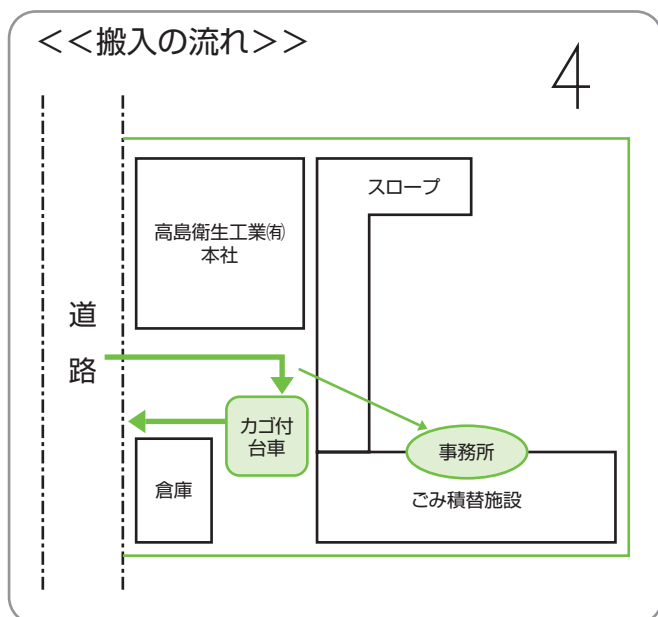


一般廃棄物(燃えるごみ)の直接搬入について

ご利用いただいている組合への一般廃棄物の直接搬入は、現施設の稼働停止に伴い、3月末をもって利用できなくなります。4月1日以降は、次のとおりとなります。

1. 搬入先	高島衛生工業(有) ごみ積替施設(岐南町平成6丁目110番地) ☎248-0089
2. 受付曜日・時間	水曜日・土曜日 午前9時～正午・午後1時～3時(祝日・振替休日を含む)
3. 搬入条件	・搬入できるごみ:長さ30cm以内、厚さ(直径)3cm以内の燃えるごみ ・搬入できる上限は1日につき1車に限り、200kgまで ・透明または半透明の袋に入れてあること ・搬入に使用できる車両:普通乗用車(3ナンバー)、小型乗用車(5・7ナンバー)、小型貨物車(4・6ナンバー)、軽自動車のいずれかであること
4. 処理料金	2と3の搬入条件をすべて満たす場合は無料
5. 搬入方法	① 笠松町役場環境経済課で搬入許可申請をして、「搬入許可証」を受けとる。(認印が必要です。) ② 高島衛生工業(有) 西側から入り、指定の位置に車を停める。 ③ 事務所の係員に①の「搬入許可証」を提示する。 ④ 係員の指示に従いごみをカゴ付台車に入れて搬入完了。(その後、係員が台車からコンテナへ移します。)
6. その他	・「搬入許可証」に記載のない廃棄物、また町外の事業所で発生した廃棄物の搬入はできません。 ・業として許可なく他人の廃棄物を収集・運搬することは、法律で禁じられています。 ・「搬入許可証」を他人に貸与または譲渡することはできません。 ・施設の都合により搬入できない場合があります。 ・関係法令に違反した場合や係員・職員の指示に従わないなどの場合は、搬入許可の取消または許可の更新をしないことがあります。

注:事業活動に伴う産業廃棄物は一般廃棄物処理施設には搬入できませんので、産業廃棄物の運搬・処理の許可を有している業者に直接相談してください。



【問 合 先】環境経済課 ☎388-1114